

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

第1節 市民協働の推進

1. 市民と行政の協働

現状と課題

本市は、平成18年3月に名瀬市・住用村・笠利町が合併し、新たに奄美市が誕生しました。

合併後の本市のまちづくりは、市民と行政の「共生・協働」であるとして、「自助」「互助」「共助」を理念とする「結いの心」「和の心」を念頭に進めてまいりました。

市民が主体的に活躍するコミュニティ※1の力は、魅力ある地域づくりの重要な基礎となります。

本市における地域の総合的なコミュニティとしての自治会・集落会については、大きく市街地地区の自治会と、郊外地区の町内会・集落会に分かれます。市街地地区の自治会については、都市型の生活環境など地域的連帯感の希薄化から、コミュニティ組織が育ちにくい状況にあり、組織の育成や活動促進が課題となっております。郊外地区における町内会・集落会については、組織として活発な活動を行っていますが、高齢化や若者流出などにより、地域の担い手の確保・育成が課題となっております。

また、本市におけるNPO※2団体については、多様な市民ニーズに対応したまちづくり、環境保全、青少年育成などさまざまな取り組みを行っており、これらの団体は、公共サービスの新しい担い手として、その活躍に大きな期待が寄せられています。しかしながら、その活動状況は、各団体で大きく異なっており、自主的・継続的に活動ができるような体制の確立が課題となっております。

今後は、市民と企業と行政が共に手を携える一体感の醸成を図りつつ、自治会・集落会等に加えNPO団体などのコミュニティが、地域を自ら築き上げていく機運を高めるなど、「自立」と「共生・協働」による魅力ある地域づくりに取り組む必要があります。



(計画目標)

＊自治会・町内会の組織率向上

(名瀬地区)

平成22年度 75%→

平成27年度 85%

施策の方向

(1)市民との協働

○「出前講座」や「地域懇談会」を実施し、市民の意見を行政に反映させるとともに、市民のニーズに適切に対応できる市役所を目指します。

○市民生活の利便性向上を図るため、指定管理者制度※3など民間へのアウトソーシング（外部委託）を推進します。

○市民との共生・協働の推進に向け、市民・集落等の地域活動に対する支援の促進及び企業の社会貢献に対する意識の醸成を図り、さまざまな分野でのボランティア・NPOなどとの連携を図ります。

※1【NPO】
P8参照。
※2【PFI】
P58参照。

(主な取組み)

- 「出前講座」や「地域懇談会」の実施
- ボランティア・NPO※1などの民間活力の活用
- 「一集落1ブランド事業」、「紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」等の地域支援事業の推進
- 民間委託（PFI※2・指定管理者制度※3等）の推進

(主な取組み)

- 地域懇談会等市民と行政の協働を進める取組みの実施
- コミュニティ組織と行政の連携強化及び活動支援
- コミュニティ施設の充実・確保
- 地域コミュニティ活動の拠点となる多目的空間の整備
- 嘱託員制度、駐在員制度の継続推進
- 「一集落1ブランド事業」、「紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」等の地域支援事業の推進（再掲）

(2)コミュニティ※4活動の推進

- 自治会の未組織地区においては、自治会の組織化を支援するとともに、自治会の組織地区においては、定例会の開催等組織強化に向けた取組みを促進します。
- 町内会や集落会、子ども会、青・壮年団、婦人会、老人クラブなどコミュニティ組織との連携強化を図るとともに、活性化を促進します。
- 集会施設など、地域のコミュニティ活動を推進するための施設の充実・確保に努めます。
- 各地区の集会場等の多目的空間の充実を図り、地域コミュニティ活動の拠点を整備します。

(3)地域活動の人材育成

- 各種団体の組織強化とリーダーの育成を図ります。
- 地域活性化の中心となる人材の発掘・育成に努めます。

(主な取組み)

- リーダー研修会など各種研修会の充実
- 地域リーダーの発掘・育成

2. 男女共同参画社会の実現

現状と課題

男女共同参画社会に向けては、市民への男女平等意識の啓発、男女が共に活躍するための参画機会の拡大、支援体制の強化及び環境の整備が重要となってきています。

しかし、未だ、固定的な男女の役割分担意識が根強いなど、女性の能力を十分に発揮できる環境が整ったとは言い難い状況にあります。

今後とも、個人の尊厳が守られ、自らの意思での社会参加、対等なパートナーとしてその能力を十分に発揮できる社会を目指すことが求められています。



※3【指定管理者制度】
P58参照。
※4【コミュニティ】
P58参照。

(計画目標)

＊審議会・委員会の女性登用率

平成21年度 18.4%→

平成27年度 30.0%

施策の方向

(1)男女平等意識の確立

- メディア等を活用した啓発活動を推進します。
- セクシャル・ハラスメント等、女性・子どもへの暴力を許さない社会づくりの構築を目指します。
- 家庭・学校・社会教育など、あらゆる機会において、男女平等意識の定着を図ります。

(主な取組み)

- 女性団体等との連携による男女の人権の尊重への啓発活動の推進
- 小・中学校における男女平等教育の推進

(2)あらゆる分野への男女共同参画

- 女性の社会参画機会・就業率の拡大に努めます。
- 審議会・委員会への女性の積極的参画を推進します。
- 家庭・職場・社会のなかで、積極的に男女共同参画を促進します。

(主な取組み)

- 「奄美市男女共同参画審議会」など男女共同参画実現のための組織の充実強化
- 女性の社会参加促進のための施策の充実
- 男女共同参画の視点を活かした施策の展開を図る制度や組織の創設
- 女性が自らの力を発揮するための学習の充実

(3)いきいきと働き、自立を支援する環境整備

- 賃金や昇進、職務内容等において、男女間の格差が生じないように、雇用者への啓発に努めます。
- 出産・育児や介護等、特別休暇制度の普及促進を図ります。
- 安心して子どもを生み育てる環境や支援体制の充実に努めます。

(主な取組み)

- 市内企業・事業所への啓発、広報活動及び各種情報の提供
- 保育所、幼稚園及び学童保育の充実支援
- 母子保健サービスなどひとり親家庭への支援充実

第2節 定住の促進

現状と課題

本市の人口は、昭和60年をピークに減少を続けており、人口減少の流れに歯止めをかけ、人口増加の流れへの転換が求められています。

人口減少の大きな要因のひとつは大島紬業の不振など、地域での雇用の受け皿が不足していることが上げられます。

また、本市の合計特殊出生率※1は1.71と、全国平均や県内平均よりは高いものの、人口維持の目安となる2.08を下回る状況にあり、子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

今後は新たな地域産業の確立による雇用の場の確保、国内外の移住希望者に対する本市の魅力発信など、地域でのUターン者の受け入れへの機運を盛り上げていくことが重要になっています。

第1部 分野別基本方向

(計画目標)

＊定住促進住宅戸数

平成22年度3戸→平成27年度25戸

施策の方向

- 定住希望者の住宅確保に向けた体制の充実・強化を図ります。
- 広域的な取組みも視野に入れた定住希望者への情報提供体制の充実・強化を図ります。

(主な取組み)

- 定住希望者への住宅情報提供及び定住促進住宅整備の推進
- 雇用など移住に向けた情報発信、受入相談窓口等の広域的な体制の強化

第3節 国際交流・地域間交流の推進 現状と課題

本市は、アメリカ合衆国テキサス州のナカドゥチェス市と姉妹都市盟約を締結し、中学生の国際交流など、継続的な親善交流を行っています。

また、市民レベルでも中国などとの交流も活発に行われていますが、このような活動は一部の市民に限られており、国際交流に関しての市民意識はまだ高いとは言えません。

また、兵庫県西宮市とも友好都市盟約を締結していますが、行政・市民レベルでの交流はほとんどなく、今後の交流活動の促進が課題となっています。

小・中学生の交流活動としては、長野県小川村と群馬県みなかみ町との交流活動、行政においては、琉球弧との広域事務組合を主体とした交流活動が積極的に行われています。

今後は、このような交流を継続すると

ともに、将来を見据えた青少年交流事業や経済交流を推進するための活動を促進することが求められています。

(計画目標)

＊姉妹都市や友好都市等の交流人数

3ヵ年平均（H20～22年度）116名
→平成27年度125名

施策の方向

(1)国際交流・協力の推進

- アジア地域を中心とした新たな国際交流・協力ネットワークを形成するため、県と連動した取組みを促進します。
- ナカドゥチェス市との中学生国際交流事業を継続するとともに、国際交流の拡大に努めます。
- 児童生徒やボランティアなど民間組織による国際交流活動を促進します。

(主な取組み)

- アジア地域を中心とした国際交流ネットワークの形成促進
- 中学生国際交流事業等の継続実施
- ボランティアなど民間組織による国際交流活動の促進



(2)琉球弧をはじめとした他の地域との交流・連携

- 琉球弧との世界自然遺産登録推進活

動や経済活動の交流拡大に努めます。

- 広域事務組合を主体とした沖縄やんばる地域との観光・文化など各種交流事業を推進し、交流人口の拡大を図ります。
- 全国の奄美出身者との連携を図り、各種イベント等を活用した奄美のPRと交流の拡大に努めます。
- 長野県小川村と群馬県みなかみ町との児童生徒の交流活動を継続するとともに、他の地域との交流拡大に努めます。

(主な取組み)

- 離島フェア・やんばる産業まつり・那覇祭り等への参加、奄美まつり等への琉球弧からの参加など琉球弧との交流促進
- 琉球弧と世界自然遺産登録に向けた連携強化
- 全国の奄美出身者との連携による交流拡大
- 児童生徒の交流事業継続と青少年の文化・スポーツ交流事業の促進



第4節 計画的・効率的な行財政運営

1. 行政改革の推進

現状と課題

本市では、平成19年3月に「奄美市行政改革大綱」及び「奄美市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」を、さらに、平成22年3月に「第2次奄美市行政改革大綱」を策定し、現在も行政改

革の取組みを続けています。

これまで、合併後の新市の緩やかな一体化に向け、事務事業や組織・機構の見直し、指定管理者制度※1などによる民間へのアウトソーシング（外部委託）、奄美群島の自立に向けた広域行政への取組みなどに努めてまいりました。

しかし、地域経済の低迷や少子化に伴う人口減少、さらに高齢化が進む中で、地域活性化への取組みなど、これまで以上に行政に対する期待と需要が高まってきています。

今後は、これまで以上に計画的・効率的な行財政運営の確立、徹底した行政改革の推進、質の高い行政サービスの提供が求められています。

(計画目標)

- *「第2次奄美市行政改革大綱実施計画」の着実な実施

施策の方向

(1)行政改革の計画実現

- 市民サービスについては、新たな行政課題やますます高度化・多様化する市民ニーズを見極め、行政の接遇向上や、市政運営の透明化、市民との情報共有を進めるなど質の高いサービスを推進します。
- 職員一人ひとりの更なる意識改革と自己啓発を推進し、柔軟な発想と明確なコスト意識をもって、スリム（無駄がない）で効率・効果的な行政運営に努めます。
- 効率的な行政運営と支所機能の維持、さらに健全財政の確保を実現するため、中長期的な視点に立った定員管

※1【NPO】
P8参照。
※2【ローリング】
P3参照。

※3【プライマリーバランス】
国や地方自治体などの基礎的な財政収支。一般会計において、歳入総額から国債（地方債）発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から国債（地方債）費を差し引いた金額のバランス。

※4【経常収支比率】
財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が低いほど投資的経費等の臨時的経費に弾力的であることを示す。

※5【実質公債費比率】
実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。比率が低いほど望ましいとされる。

理に努めます。

- 市民と行政の共生・協働については、男女共同参画及び生涯学習社会の形成など市民活力の持続的発展を図り、市民及び市民活動（公益）団体、NPO※1や企業と行政が共に力を合わせて市政を進める「共生・協働」を推進します。

（主な取組み）

- 「第2次奄美市行政改革大綱実施計画」の推進及び見直し
- 行財政評価システムの確立
- 定員適正化計画の早期策定

（2）行政改革の推進体制

- 市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に全庁が一丸となり、スピード感を持って改革に取り組みます。
- 計画策定から推進にいたる各段階において、「奄美市行政改革推進委員会」による監視・調査はもとより、市民から幅広い意見を求め、行政改革内容の充実に努めます。
- 「実施計画」は、毎年ローリング※2を行うとともに、計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒検証（Check）⇒見直し（Action）を体系化した「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

（主な取組み）

- 進行状況や評価結果の市民への公表
- 各部局への一定の権限委譲による効果的・効率的で弾力的な組織の構築

2. 行財政運営の確立

現状と課題

本市では、平成19年11月に「奄美

市財政健全化計画」を策定し、合併後の新市の安定した地方財政の確立に取り組んできました。

これまで総人件費の縮減、各種経費の削減、投資的経費及び公債費の抑制及び歳入の確保等に努めてきた結果、現在まで着実に財政健全化に向けた成果が表れつつあります。

一方、近年の経済状況は、平成20年の米国発の金融危機など、100年に一度といわれる世界不況からなかなか脱却できない中、国においては、政権交代により、従来の制度が大きく変革をしようとしています。

このような状況の下、国は2020年度にプライマリーバランス※3の黒字化を目指すとの目標を掲げており、今後地方財政への影響は避けられないことが予想されています。

これらの現状にあっては、今後とも施策の選択と集中による歳出の抑制、新たな財源も含めた歳入の確保に努め、市民と行政のパートナーシップで自主的・自立（律）的な自治体経営を目指していくことが求められています。

また、未利用地・未登記物件等については、行政財産・普通財産の適正な把握を行い、売却を含め有効活用を推進していく必要があります。

（計画目標）

※経常収支比率※4

平成21年度 94.3%→

平成27年度 90%

※実質公債費比率※5

平成21年度 15.7%→

平成27年度 13%

※将来負担比率※1

平成 21 年度 119.2%→

平成 27 年度 90%

施策の方向

(1)健全な財政運営の確立

- 健全な財政運営を確立するため、税収等の自主財源の確保と財政規模に応じた事業実施に努めます。
- 将来の財政需要に対応するため、財政調整基金などの各種基金への積立を計画的に行い、安定的な行財政運営に努めます。
- 地方分権の進展に伴い、国による地方財政制度改革を踏まえ、国の財務諸表に準拠した制度の導入に取り組めます。

(主な取り組み)

- 市税・国保税、公営住宅使用料、保育料などの徴収率向上対策、使用料・手数料など受益者負担の適正化、未利用財産の有効活用・売却及び譲渡等による自主財源の確保
- 財政調整基金をはじめとした特定目的基金への計画的な積立
- 「財政計画」の策定
- 数値目標実現に向けた新たな「財政健全化指針」の策定
- 財務諸表の作成・公表

(2)公有財産管理の適正化

- 公有財産管理システムの構築及び未利用地の売却を推進します。
- 年式の古い公用車（集中管理車）を低燃費・低公害車へ計画的な入替を行うことなどにより、環境面も考慮した車両経費の節減に努めます。

(主な取り組み)

- 未利用地の有効活用・売却

■低燃費・低公害車の導入

3. 行政情報力の向上

現状と課題

本市では、合併による行政区域の拡大に伴い、光ファイバーや高速無線LAN※2等で各総合支所や学校等を結ぶ通信ネットワークを整備するとともに、より質の高い行政サービスを提供するため情報システムを導入し、情報の共有や業務処理能力の向上に取り組んできました。今後は、インターネットを活用した電子申請の充実や提出書類を最小限に減らす窓口の簡素化など、市民がICT※3（情報通信技術）の恩恵を享受できる情報システムの導入が求められています。

また、市民への情報提供として、広報紙や市勢要覧の発行、ホームページやコミュニティFM※4放送などの活用に使ってきました。しかしながら、今後は市民ニーズの多様化と更なる高まりが予想されることから、ICTの活用などによる双方向型の広報・広聴活動の充実を図る必要があります。



(計画目標)

※ホームページアクセス数

平成 21 年度 268,772 人→

平成 27 年度 400,000 人

※1【将来負担比率】
Ⅱ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率のこと。低いほど将来負担が小さい。

※2【無線LAN】
Ⅱ無線通信を利用してデータの送受信を行うLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）のこと。

※3【ICT】
ⅡP41参照。

※4【コミュニティFM放送】
Ⅱ通常のFMより小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送。平成4年に郵政省（現総務省）が制度化した。地域情報の提供、住民参加型の番組制作を通じて地域の活性化を図るねらいがある。

※1【定住自立圏構想】
市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策のこと。

施策の方向

- 各種申請・届出等の手続きや公共施設の申し込みなど、電子申請システムを充実します。
- 住民サービスに関するシステムの更改、電子決裁や文書管理、地理情報等、行政内部事務の電子化を推進します。

(主な取組み)

- 電子申請システムの充実
- 内部事務の電子化推進
- 市民の多様な行政情報ニーズに応える広報奄美市だより、ホームページ等の充実を図ります。

第5節 広域行政の推進

現状と課題

国においては、市町村合併の一段落を受け、中心市と周辺市町村を圏域として、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした定住自立圏構想※1を推進しています。

奄美地域においては、広域事務組合が群島内12市町村が共同で行う事務処理や人材育成、各種イベントや交流事業など多様な広域的事業展開を図ってきました。

しかし、介護や高等教育機関、文化行政、世界自然遺産登録など広域的に取り組むべき課題はますます増加しています。

今後は、これらの課題への対応や新たな産業の展開など、これまで以上に広域行政の重要性が高まってくることが予想されており、群島内他町村はもちろん琉

球弧を含めた体制づくりを構築することが求められています。

(計画目標)

*自治体間連携の取組み件数

平成21年度9件→

平成27年度10件

施策の方向

(1)広域市町村圏の連携強化

- 地方分権の推進、厳しい財政状況を踏まえた少子・高齢化への対応など、周辺町村との連携による広域行政運営を促進します。
- 群島内12市町村で構成する「奄美群島広域事務組合」の強化・拡充を図ります。
- 世界自然遺産登録推進など琉球弧との広域的取組みを推進します。

(主な取組み)

- 奄美群島広域事務組合の強化促進
- 奄美群島振興開発事業の評価システムの構築促進
- 世界自然遺産登録に向けた琉球弧との連携強化



世界自然遺産登録に向けて清掃活動

(2)広域行政の新たな展開

- 町村会と奄美群島広域事務組合の統合を進め、群島内12市町村が一体となった体制づくりを促進します。

- 大島本島を一つの圏域とした生活・交通基盤や産業拠点施設の整備など、広域的視点に立ったまちづくりを促進します。
- 新産業の創出や高等教育機関等の誘致、世界自然遺産登録など広域的課題の解決に向け、他の地域と連携した取組みを強化します。

(主な取組み)

- 奄美群島広域事務組合の強化促進(再掲)
- 定住自立圏構想の検討
- 広域的課題への取組み強化

市内の文化財（国・県指定分）

指定区分	種 別	名 称	指定 年月日
国 指 定 文 化 財	特別天然記念物	ア マ ミ ノ ク ロ ウ サ ギ	昭 38. 7. 4
	天 然 記 念 物	ル リ カ ケ ス	大 10. 3. 3
	〃	ア カ ヒ ゲ	昭 45. 1.23
	〃	オ カ ヤ ド カ リ	昭 45.11.12
	〃	オ オ ト ラ ツ グ ミ	昭 46. 5.19
	〃	オ ー ス ト ン オ オ ア カ ゲ ラ	〃
	〃	カ ラ ス バ ト	〃
	〃	トゲネズミ(アマミトゲネズミ)	昭 47. 5.15
	〃	ケナガネズミ(アマミケナガネズミ)	〃
	〃	神 屋 ・ 湯 湾 岳	昭 43.11. 8
	史 跡	宇 宿 貝 塚(笠 利 町 宇 宿)	昭 61.10. 7
	〃	赤 木 名 城 跡(笠 利 町 里)	平 21. 2.12
	〃	小湊フワガネク(外金久)遺跡(名瀬小湊)	平 22. 8. 5
	建 造 物	泉 家 住 宅(笠 利 町 宇 宿)	平 6. 7.12
県 指 定 文 化 財	天 然 記 念 物	イ シ カ ワ ガ エ ル	平 15. 4.22
	〃	イ ボ イ モ リ	〃
	〃	オ ッ ト ン ガ エ ル	平 17. 4.19
	史 跡	城 間 ト フ ル 墓 群(笠 利 町 万 屋)	平 5. 3.24
	有形民俗文化財	奄 美 の ノ ロ 関 係 資 料	平 15. 4.22
	無形民俗文化財	節 田 マ ン カ イ(笠 利 町 節 田)	平 20. 4.22

アマミノクロウサギ



アマミノクロウサギは最も原始的なウサギの一つで、奄美大島と徳之島にだけ生息しています。

アマミノクロウサギは、普通なら化石でしか知ることのできないウサギの古い姿を生きて見せてくれる種で、その上数が少ないので、「生きた化石」、「世界で最も貴重なウサギ」とも言われています。

動物として初めて国の天然記念物に指定されました。